

○総務省告示第九十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣 山本 早苗

第2の別表4の2中「~~携帯移動地帯~~」の次に「（平成28年12月31日までに限る。）」を加える。